

平成 2 4 年 3 月 5 日開会
平成 2 4 年 3 月 2 3 日閉会

平成 2 4 年
第 1 回定例会会議録
(第 1 日目)

小豆島町議会

平成 2 4 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 4 号

平成 2 4 年第 1 回小豆島町定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 2 月 2 0 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1 . 期 日 平成 2 4 年 3 月 5 日 (月)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 3 年 3 月 5 日 (月曜日) 午後 1 時

閉 会 平成 2 3 年 3 月 2 3 日 (金曜日) 午前 1 1 時 4 2 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	3月5日	3月7日	3月19日	3月23日
1	森 口 久 士				
2	谷 康 男				
3	大 川 新 也				
4	柴 田 初 子				
5	藤 本 傳 夫				
6	森 崇				
7	新 名 教 男				
8	安 井 信 之				
9	植 松 勝 太 郎				
10	渡 辺 慧				
11	村 上 久 美				
12	鍋 谷 真 由 美				
13	中 江 正				
14	中 村 勝 利				
15	浜 口 勇				
16	秋 長 正 幸				

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	塩 田 幸 雄				
副 町 長	竹 内 章 介				
教 育 長	後 藤 巧				
総 務 課 長	空 林 志 郎				
企 画 財 政 課 長	松 本 篤				
税 務 課 長	松 尾 俊 男				
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章				
保 健 事 業 課 長	島 田 憲 明				
介 護 事 業 課 長	岡 秀 安				
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎				
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉				
才 リ ー プ 課 長	城 博 史				
農 林 水 産 課 長	石 山 豊				
建 設 課 長	尾 田 秀 範				
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志				
池田総合窓口センター所長	村 口 佐 吉				
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司				
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海				
水 道 課 長	曾 根 為 義				
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬				
社 会 教 育 課 長	大 下 淳				
介護老人保健施設事務長	(兼) 岡 秀 安				
病 院 事 務 長	莊 野 守				

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大江 正彦

議事日程

別紙のとおり

平成24年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成24年3月5日(月)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 町長施政方針
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第6 議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第7 議案第5号 小豆島町介護保険財政安定化基金条例について (町長提出)
- 第8 議案第6号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第7号 小豆島町行政組織条例の全部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第8号 小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第9号 小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第12 議案第10号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第11号 小豆島町保育所条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第14 議案第12号 小豆島町立図書館条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第15 議案第13号 小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第16	議案第14号	小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について (町長提出)
第17	議案第15号	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について (町長提出)
第18	議案第16号	小豆島町西村辺地総合整備計画の策定について (町長提出)
第19	議案第17号	小豆島町東浦辺地総合整備計画の変更について (町長提出)
第20	議案第18号	小豆島町道路線の認定について (町長提出)
第21	議案第19号	平成23年度小豆島町一般会計補正予算(第8号) (町長提出)
第22	議案第20号	平成24年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
第23	議案第21号	平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 (町長提出)
第24	議案第22号	平成24年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算 (町長提出)
第25	議案第23号	平成24年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 (町長提出)
第26	議案第24号	平成24年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
第27	議案第25号	平成24年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)
第28	議案第26号	平成24年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)
第29	議案第27号	平成24年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算 (町長提出)
第30	議案第28号	平成24年度小豆島町水道事業会計予算 (町長提出)
第31	議案第29号	平成24年度小豆島町病院事業会計予算 (町長提出)
第32	議案第30号	平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算 (町長提出)
第33	発議第1号	小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について (議員提出)

開会 午後1時00分

議長（秋長正幸君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

平成24年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように平成24年度における当初予算、条例の制定や一部改正など、重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

なお、今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月27日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る2月9日に開催されました全国町村議会議長会定期総会におきまして自治功労表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

議会事務局長（大江正彦君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、香川県町村議会議長会副会長、秋長正幸殿。

副議長（森口久士君）

表彰状

香川県町村議会議長会副会長 秋長正幸殿

あなたは、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成24年2月9日

全国町村議会議長会会長 高橋 正

おめでとうございます。

（拍手）

議会事務局長（大江正彦君） おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。

議長（秋長正幸君） ありがとうございます。

それでは、今期定例会の開会に当たり、町長から議会招集のごあいさつがあります。塩田町長。

町長（塩田幸雄君） 本日小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

本定例会は、一般会計予算、7つの特別会計及び3つの公営企業会計を合わせた11件の当初予算のほか、専決処分に関する報告案件1件、人事案件1件、条例案件10件、その他案件4件、補正予算1件を本日ご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、非常に簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の平成24年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午後1時05分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月11日以降2月25日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの出納例月検査執行状況報告書2件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、12番鍋谷真由美議員、13番中江正議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と7日、19日及び23日とし、会期は本日から23日までの19日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月23日までの19日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、委員長から報告をお願いします。

議会活性化特別委員会委員長に報告を求めます。新名委員長。

議会活性化特別委員長（新名教男君） 小豆島町議会議長秋長正幸殿。議会活性化特別委員会委員長新名教男。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり報告します。記。

- 1．調査案件。議会活性化の取り組みについて。
- 2．調査の経過。平成24年2月20日に委員会を開催し、県下の9町の状況を報告を受けました。委員からの意見を求め、次の事項について確認いたしました。

3．調査の結果。

(1)一般質問における一問一答方式及び反問権の導入については、平成24年第2回定例会6月から執行することとし、詳細は議会運営委員会等において最終確認することとしました。

(2)平成25年3月の議会基本条例制定を目標に、盛り込むべき内容の検討を進めること

としました。

(3)議員定数及び議場への国旗、町旗の掲揚について提案があり、当委員会における今後の検討課題とすることといたしました。以上、報告いたします。

議長（秋長正幸君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 町長施政方針

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、町長施政方針を議題とします。

町長から平成24年度の施政方針を伺います。町長。

町長（塩田幸雄君） 平成24年度第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、平成24年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（秋長正幸君） ただいま町長から平成24年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は3月19日の一般質問の中でお願いします。

暫時休憩します。再開は13時55分とします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時55分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

議長（秋長正幸君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、町の債権の支払い請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、担当室長から説明させます。

議長（秋長正幸君） 収納対策室長。

収納対策室長（谷部達海君） 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の上程議案集の2ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号につきましては、収納対策室から催告によって小豆島町の債権に属する使用料等の納付を求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

支払い督促申し立て日、平成24年1月13日。相手方、小豆島町■■■■、■■■■氏。請求の要旨としまして、内海病院診療費2万7,460円を支払うこと。経緯といたしましては、債務者である■■■■氏に対して平成24年1月13日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年2月17日分割納付に応じる旨の督促異議申し立てが■■■■氏より土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟395条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行したものでございます。以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上ご報告申し上げます。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

- 日程第 6 議案第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 5号 小豆島町介護保険財政安定化基金条例について
- 日程第 8 議案第 6号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 小豆島町行政組織条例の全部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8号 小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9号 小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11号 小豆島町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12号 小豆島町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13号 小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14号 小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 18 議案第 16号 小豆島町西村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 19 議案第 17号 小豆島町東浦辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 20 議案第 18号 小豆島町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 19号 平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 22 議案第 20号 平成 24 年度小豆島町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 21号 平成 24 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 22号 平成 24 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 23号 平成 24 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 24号 平成 24 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 25号 平成 24 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 26号 平成 24 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 27号 平成 24 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 28号 平成 24 年度小豆島町水道事業会計予算

日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度小豆島町病院事業会計予算

日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算

日程第 3 3 発議第 1 号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第 6、議案第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第 3 3、発議第 1 号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第 6、議案第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第 3 3、発議第 1 号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程とし、順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第 6、議案第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、三木良榮氏が平成24年 6 月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、人格見識高く、人権擁護に深い理解を有しておられます石井葉子氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 7、議案第 5 号小豆島町介護保険財政安定化基金条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 5 号小豆島町介護保険財政安定化基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法

が改正され、都道府県に設置されている財政安定化基金の取り崩しが可能となり、取り崩した場合は保険料の増加の抑制を図るため、3分の1を市町村に交付しなければならないことになりました。

本案につきましては、新たに条例を定め、県から交付される財政安定化基金を一たん町の介護保険財政安定化基金に積み立て、平成24年度からの3年間で取り崩すことにより、第5期介護保険事業計画期間中の保険料の上昇を抑制しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第5号小豆島町介護保険財政安定化基金条例についてご説明を申し上げます。

議案集の5ページをお願いいたします。

第1条は、設置規定でございます。平成24年度から平成26年度までにおける介護保険料の上昇を抑制するため、小豆島町介護保険財政安定化基金を設置する旨、規定をいたしております。

第2条は、基金として積み立てる額は香川県から小豆島町が交付を受ける財政安定化基金交付金の額といたしております。

第3条は、基金の管理方法として、第1項では基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと、また第2項では基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができることといたしております。

第4条は、運用益金の処理についての規定でございます。基金の運用から生ずる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものと規定いたしております。

第5条は、繰りかえ運用についての規定で、歳計現金の資金不足の際に一時的な資金繰りとして活用することができるとする規定でございます。

第6条は、基金の処分について定めておりまして、保険料の増加額を軽減するための財源に充てる場合に限り処分することができることといたしております。

第7条は、委任規定でございます。

最後に、附則といたしましてこの条例は平成24年4月1日から施行し、平成27年3月31日に効力を失うとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、第5期の介護保険料の設定に当たり、第5期に見込まれる介護サービス量から推計した必要とされる保険料額に改めるため、小豆島町介護保険条例の一部を改正するものであります。

なお、第5期保険料額は、介護給付費準備基金の取り崩し及び財政安定化基金交付金により、上昇を抑制したものとなっています。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

それでは、一部改正の内容につきまして新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案集の7ページをお願いいたします。

改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正しようとするものでございます。

第2条、保険料額は次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするものであります。

介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者「2万640円」を「2万7,360円」に、第2号に掲げる者「2万640円」を「2万7,360円」に、第3号に掲げる者「3万960円」を「4万1,040円」に、第4号に掲げる者「4万1,280円」を「5万4,720円」に、第5号に掲げる者「4万6,440円」を「6万1,560円」に、第6号に掲げる者「5万1,600円」を「6万8,400円」に、第7号に掲げる者「6万1,920円」を「8万2,080円」としようとする

るものでございます。

次に、第2条の2第2項の介護保険法施行令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、「200万円」を「190万円」とするものでございます。これは、第6号に掲げる者と第7号に掲げる者との境目となります基準所得金額の変更でございます。

次に、附則1としまして、施行期日は平成24年4月1日からとするものであり、附則2として今回新たに第3段階の細分化を図り、3万4,200円の段階を設定しようとするものであり、また附則3として現在第4段階の保険料額の特例を適用しておりますものを継続し、4万7,880円としようとするものであります。これは、低所得者の方の負担を細分化するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第7号小豆島町行政組織条例の全部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第7号小豆島町行政組織条例の全部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町の政策実現に向けて関係課の連携を図るとともに、実行責任を明確化するために部制を採用するため、本条例を全部改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 議案第7号小豆島町行政組織条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の12ページをお開き願います。

今回の改正は、町長が申しましたように政策実現と実行責任の明確化のため、部制を採用することといたしております。そのため、これまでの行政組織条例を全部改正しようとするものでございます。

第1条は、目的規定でございます。この条例は、町の組織を系統的に定め、行政の効率

化を図ることを目的といたしております。

第2条では、3つの部の設置を規定しております。3つとは、総務部、企画振興部、健康福祉部でございます。

第3条では、総務部に属する課とその分掌事務を規定しておりますが、課といたしましては総務課、税務課、住民課、人権対策課の4課です。行政組織が全体として取り組む必要がある防災でありますとか、人権問題への対応、また行政を行っていく上で必要な税や保険料の賦課徴収、基本的な住民サービスである戸籍や住民基本台帳に関する事務などを所掌いたしております。

続きまして、第4条でございます。企画振興部に属する課とその分掌事務を規定しておりますが、課といたしましては企画財政課、環境衛生課、商工観光課、オリーブ課、農林水産課、建設課の6課でございます。新たな政策課題に対する検討、町全体の政策の総合調整に加えまして、地域振興及び生活基盤整備に必要な施策を実施する部署を統合しております。特に、地域活性化に必要な農業、地場産業、観光などを統括、連携できる組織といたしております。

第5条では、健康福祉部に所属する課とその分掌事務を規定しております。課といたしましては、健康づくり福祉課、高齢者福祉課、介護サービス課、病院再編推進室の3課1室となっております。町長が、施政方針でも申しておりましたように、小豆島が元気になる突破口として医療と福祉の充実が不可欠であり、小豆島の魅力を高めることで少子・高齢化と人口減少を克服していくためにも、早急な課題として健康づくりと地域福祉づくりを行う必要があります。これらを担当する組織として、健康福祉部を設置をいたしております。

第6条では、教育委員会に教育部を置き、これまでの学校教育課と社会教育課に加え、子育て共育課を設置いたします。少子化への対応は、本町にとって喫緊の課題でございます。子育て応援策を積極的に実施していくために、新しい課で子供が育つ段階に即して応援策を総合的に実施していこうとしております。

第7条は、委任規定でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行することといたしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第8号小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第9号小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第8号小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について及び議案第9号小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第8号及び議案第9号につきましては、地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、小豆島町営住宅管理条例及び小豆島町営改良住宅管理条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 上程議案集、ページ15をお願いいたします。

議案第8号の小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表のアンダーラインの箇所を改正しようとするものでございます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務づけ、枠づけを見直すという趣旨で、平成23年5月2日に法律第37号、いわゆる第1次一括法が公布され、公営住宅法第23条での入居資格において、同居親族要件と政令公営住宅法施行令第6条第1項で定める老人、身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要がある者の特例が経過措置を持たずに23年度末で廃止されることに伴うものでございます。平成24年4月1日までに、各地方公共団体が条例で定めていなければ、所得制限のみの要件を満たせば単身者、独身者でも入居できるようになっております。しかしながら、小豆島町営住宅管理条例第5条1項1号で同居親族要件は既に明文化されており、これまでどおりの同居親族要件は継続可能でございます。しかし、法23条で規定する公営住宅法施行令第6条の特例入居措置を受けれる老人、障害者、その他特居住の安定を図る必要がある者の例外措置が消えてしま

いますことから、規則等で特例を定めませんと今後老人、障害者、その他特に居住の安定を図る必要のある者までが同居親族要件を具備するものとなってしまう、単身では入居できなくなるようになります。そこで、公営住宅法施行令第6条の特例項目を小豆島町営住宅管理条例の施行規則で明文化を行うことで、これまでどおりの入居資格条件を維持し、入居選考が行えるようにしようとするものでございます。

なお、規則につきましては、ページ16の規則を追加する予定とさせていただいております。

なお、この考え方は、香川県を初め県下すべての8市9町で考え方が一致し、それぞれの3月議会に上程され、審議されることになっておりますことを補足説明させていただきます。以上、簡単でございますが、議案第8号に関する説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） 上程議案集の17ページをお開きください。

先ほど、建設課長のほうから詳しい内容がご説明ありましたので、重複いたしますので割愛させていただきます。

小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例、改正前、右側でございますが、下線部分「公営住宅法施行令第6条第1項」を、左改正後の「小豆島町営住宅管理条例施行規則」に改めるという内容でございます。小豆島町営改良住宅管理条例の一部改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は24年4月1日から施行するというで提案させていただいております。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、大学生等に貸し付けする奨学資金を増額し、貸し付けを受ける本人や保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、返還免除制度を拡大することにより、U

ターン者の増加を促すため、所要の改正を行うものであります。

また、貸し付けの資格に成績条項を加えることにより、優秀な人材の育成も図るものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 議案第10号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集18ページをお開きください。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

まず、第2条での貸付対象者についてですが、これまでは「高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学」としていたものを、「高等学校等、大学等」に区分し、高等専門学校の第1学年から第3学年までは高等学校等に、第4学年、第5学年は大学等として貸付額基準の明確化を図ることとしました。

第3条、貸し付けの資格では、住所要件の細分化と条件の追加を入れております。1号の改正前では「小豆島町に居住する者または中学校もしくは高等学校を卒業時まで小豆島町に居住していた者」となっており、ある意味あいまいな点が含まれておりますが、改正後では「貸し付けを受けようとする者が2年以上小豆島町に居住していたこと。保護者が小豆島町に住所を有すること」を追加し、他市町から転入しただけで住所要件をもったの貸し付け申し込みができないようにしております。また、優秀な生徒のUターン者確保のため、新たに「学業成績が優秀であると認められる者」を追加しております。改正前の2、3、4号につきましては、それぞれ5の追加に伴う号ずれとなっております。

第8条の貸し付けの決定では、「予算の範囲内において」を追加し、貸し付けの予算の範囲内で行うことを明文化しました。

15条の返還猶予または免除では、これまでは「資金貸し付けを受けた者が死亡し、または心身の障害、その他やむを得ない理由の生じたとき」となっていましたが、今回大学等を卒業して島内で就職した場合の返還免除規定を設けることとしたため、猶予、免除ともに内容をふやす必要が生じました。そのため、本条文の一条内に簡潔に書き込むことができず、規則で詳しく触れることとしたため、「改正後の規則で定めるいずれかに該当する

場合」に改正し、規則委任としております。先ほども申しましたが、返還免除が受けられる要件としましては、大学を卒業し、町内へUターンして就職した場合、また就職して8年間町民税を納税していただいた場合に返還免除にすることにしております。

なお、規則での改正についても若干触れますと、規則では猶予と免除が別条となっておりますので、返還の猶予の条文の中には大学等の資金の貸し付けを受けた者が卒業後町内に住所を有し、島内事業所に勤務し、町民税を納付するとき、それと上級の学校に進学したときには学校に在学中のときを加えて、猶予をその場合に与えるとしております。

また、返還の免除の条文の中には、猶予を受ける者が8年目に至ったとき、ただしその者の在学する学校の正規の最短就業年限が4年を超えるときには、貸し付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達したときとしております。これは、4年を超えるというのは、歯科大学等に行った場合は6年ということですので、それを加味したような形にしております。

なお、貸付額についても、規則第3条関係の別表で大学等の貸付月額を5万円としております。

附則としまして、施行の期日は平成24年4月1日から施行するとし、また経過措置として23年度までに借りた資金については従前の例によるが、既に貸し付けを受けている者で貸付期間が残っている者については資金の借りがえの申し出ができるとともに、借りがえを受けた部分については新たな制度で措置することとしております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第11号小豆島町保育所条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第11号小豆島町保育所条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、3人以上の子供を扶養する世帯に対する3人目以降の子供の保育料の免除要件を拡大することにより、子育てと社会参加の両立を支援するとともに、経済的な負担を軽減することによって子育て支援に資するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 議案第11号小豆島町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の20ページをお開きください。

新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

第6条、保育料の減免の定義2号の改正前のアンダーライン部分、「出生順位が第3位以降である3歳未満児」とあるものを、改正後の「出生順位が第3位以降である児童」と改正しようとするものでございます。

附則としましては、平成24年4月1日から施行するとしております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第12号小豆島町立図書館条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第13号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第12号小豆島町立図書館条例の一部を改正する条例について及び議案第13号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第12号及び議案第13号につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴う社会教育法の一部改正に伴い、小豆島町立図書館条例及び小豆島町立公民館条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 議案第12号小豆島町立図書館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の22ページ、23ページをお開き願います。

今回の条例の一部改正は、地方分権改革推進計画に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして図書館法が一部改正され、平成24年4月1日から施行されることとなっております。

内容としましては、図書館協議会の委員の任命に係る基準でありました図書館法第15条と第16条が改正され、文部科学省令を参酌し、各自治体の条例で定めることとされたものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表によりまして説明させていただきます。

改正後の第9条第2項でアンダーライン部分、「以下委員という」括弧がございませう。この略称規定を加えてございませう。

次に、改正後に第3項「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する」の規定を加えるものでございませう。

以下、アンダーラインの第4項、第5項につきましては、項ずれによるものでございませう。

最後に、附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございませう。以上が小豆島町立図書館条例の一部を改正する条例についての説明でございませう。

続いて、議案第13号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の24ページ、25ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正は、先ほど申し上げました地域分権改革推進法に基づくもの、これによりまして社会教育法が一部改正されまして、平成24年4月1日から施行されることとなっております。

内容としましては、公民館運営審議会委員の委嘱に係る基準でございまして、社会教育法第30条、これが改正をされまして、文部科学省令を参酌し、各自治体の条例で定めることとされました。

それでは、一部改正の内容につきまして新旧対照表により説明させていただきます。

第4条で、改正前のアンダーライン部分「及び第30条」とあるのを、改正後の「第1項」に改正をします。これは、第30条が委員の委嘱に係る基準でございませうが、自治体の条例に明記することから削除をいたしますとともに、改正後の第1項につきましては運営審議会設置の根拠が法第29条中の第1項でございませうので、明確にするものでございませう。

す。

次に、改正後に「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する」の規定を加えるものでございます。

以下、アンダーラインの第4項、第5項につきましては、項ずれによるものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単でございますが、小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第16、議案第14号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第14号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、県営ため池等整備事業を実施するに当たり、地方自治法第224条により分担金を徴収する対象事業に定めていなかったため、本条例に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 議案第14号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の26ページをお願いいたします。

来年度から、県営ため池等整備事業の実施を予定しておりますが、地方自治法第224条の規定に基づいて徴収する分担金の額が本条例に定められていないため、所要の改正を行うものでございます。

分担金の額につきましては、国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針に示されている額とし、施行期日につきましては公布の日からとするもの

でございます。

それでは、一部改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正しようとするもので、別表の事業名、「県営ため池等整備事業（小規模）」、分担金の額、「当該年度の補助対象事業費の7%の額」を追加しようとするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第17、議案第15号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第15号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき、小豆島町と高松市との間において締結した瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第15号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の28ページをお開き願います。

瀬戸・高松広域定住自立圏につきましては、平成21年3月定例会におきまして小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を設置し、続いて平成21年12月には協定の締結についてのご議決を賜り、これに基づきまして平成22年度から各種事業を進めているところであります。

今回の上程議案につきましては、現在の協定に新たに追加、または削除する事業が生じたことから、小豆島町と高松市との間において締結した瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、上程議案集30ページの新旧対照表によりご説明を申し上げます。

初めに、新旧対照表に甲及び乙という表記が出てまいりますが、甲を高松市、乙を小豆島町に読みかえた形でご理解いただきますようお願い申し上げます。

まず、第3条第1項第1号、生活機能の強化の、イ産業振興、(ア)観光の振興につきましては、a取り組みの内容として「圏域内の祭りや各種イベントなどにおける相互交流」を追加し、b甲の役割、c乙の役割でも同様の規定を追加しております。

めくっていただきまして、31ページをごらんください。

次に、第2号、結びつきやネットワークの強化の、カその他、(ウ)環境学習の推進のうち、b甲の役割中「環境プラザ出前講座」を削除しようとするものでございます。これにつきましては、これまで高松市が実施しておりました環境プラザ出前プラザが、平成23年度末をもって廃止されるため、甲の役割から削除するものでございます。

次に、第3号、圏域マネジメント能力の強化の、イその他、「(イ)市民活動団体等との協働事業」を新たに協働事業に追加しようとするものでございます。

32ページをごらんください。

この事業は、平成18年度から高松市が実施している事業でございまして、自治体とNPOが対等な立場で共通の目的を持って一つの事業を協働して実施する協働提案型の委託事業でございます。これまでは、高松市内に主たる事務所を有するか、もしくは活動拠点が高松市内にあることが提案の要件でございましたが、今回本協定に追加することによりまして、本町を初め周辺町に主たる事務所を有する社なども提案できることとなります。

最後に、同項中のその他の改正は、(イ)市民活動団体等との協働事業を新たに追加したことに伴う条文の整備でございます。以上、簡単でございますが、議案第15号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第18、議案第16号小豆島町西村辺地総合整備計画の策定について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第16号小豆島町西村辺地総合整備計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、西村辺地において消防水利施設整備事業を実施するに当たり、辺

地対策事業債の発行を受けるため、新たに辺地総合整備計画を策定しようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第16号小豆島町西村辺地総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

上程議案集の33ページをお開き願います。

小豆島町辺地総合整備計画につきましては、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、財政上の特別措置を得て小豆島町における辺地を整備するため、議会の議決を経て定めるものでございます。

なお、小豆島町における19辺地のうち、財政上の特別措置の対象となる事業が予定されておりました10辺地につきましては、これまで各議会においてご議決をいただき、策定年度から24年度までを計画間とした辺地総合整備計画を策定しております。このような中、西村辺地におきまして財政上の特別措置、辺地対策事業債の発行の対象となる事業が新たに生じたので、小豆島町西村辺地総合整備計画を定めようとするものでございます。

次に、整備計画の概要をご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。

公共的施設の整備計画でございます。下のほうをご覧いただけたらと思います。

防火水槽を整備するに際しまして、当該事業に要する一般財源920万9千円のうち、920万円に辺地対策事業債を充当しようとするものでございます。

なお、事業年度は24年度の単年度を予定いたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第19、議案第17号小豆島町東浦辺地総合整備計画の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第17号小豆島町東浦辺地総合整備計画の変更について提案理

由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、東浦辺地においてのスクールバス整備事業費が増額となり、辺地対策事業債予定額に変更が生じたため、辺地総合整備を変更しようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第17号小豆島町東浦辺地総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案集の36ページをお開き願います。

辺地総合整備計画につきましては、先ほど議案第16号でもご説明いたしましたので、詳細は省略させていただきます。

続きまして、38ページをご覧くださいただけたらと思います。

総合整備計画書の変更内容でございます。下のほうをご覧くださいただけたらと思いますが、こちらのほうが次のページ、39ページのほうの新旧対照表をご覧くださいただけたらと思います。

こちらのよう、スクールバスの車両を整備するに際しまして、当該事業に要する一般財源480万円のうち450万円に辺地対策事業債を充当するものでございまして、辺地対策事業債の額の変更ということで辺地総合整備計画の変更をお願いするものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第20、議案第18号小豆島町道路線の認定について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第18号小豆島町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案、整理番号1、橘峠線につきましては、国道436号橘バイパスの供用開始に伴い、

旧道部分の移管を受けることから、道路法の規定に基づき、町道認定についての議会の議決を求めるものであります。

整理番号2、苗羽空条1号線につきましては、中筋川河川改修に伴い改良された苗羽中央線と中筋川線を結ぶ主要な幹線道であることから、今回道路法の規定に基づき、町道認定についての議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 上程議案集40ページ、41ページをお願いいたします。

議案第18号小豆島町道路線の認定について説明を申し上げます。

新しく町道に認定しようとする路線は、橋峠線と苗羽空条1号線の2路線で、道路法8条2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の橋峠線は、先ほど町長より提案理由がございましたように、昨年5月31日の国道436号橋バイパスの供用開始に伴い、旧道部約3.2キロメートルのうち安田字北古郷甲1228の1地先から、馬木字馬木山乙617の1地先までの延長2.14キロメートルについて県より移管を受け、町道認定を行おうとするものでございます。

ページをめくっていただき、ページ42の橋峠線平面図をごらんください。

赤色に着色している箇所が、町道に認定しようとする箇所、緑色で着色してございますのが、橋バイパスとして整備された国道でございます。黄色に着色した部分は、茶色に着色した県道橋大角坂手港線として国道から県道に移管になる区間でございまして、延長で1.15キロメートルでございます。

再び、ページ40、41をお願いいたします。

続きまして、2つ目の苗羽空条1号線は、中筋川改修に伴い改良された苗羽中央線と中筋川線を結ぶ主要な幹線道路であり、地域の生活道路として従前より車の通行も多い道路であるとともに、昨年4月17日に地元自治会より町道認定の要望を受け、検討を行い、苗羽字中筋甲1471の11地先から苗羽字カチ山甲1321の3地先までの延長63メートルの区間を新規町道に認定しようとするものでございます。

43ページの苗羽空条1号線平面図をごらんください。

赤色に着色してございます箇所が、今回町道に認定しようとしておる区間でござい

す。黄色で着色してございますのが、町道苗羽中央線と町道中筋川線でございます。以上、簡単でございますが、議案第18号の小豆島町道路線認定に関する説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第21、議案第19号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第19号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）について提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）で追加補正をお願いいたします額は、衛生費520万4千円でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第19号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の44ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ520万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億3,565万3千円とするものであります。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、2項4目1節病院費負担金260万2千円であります。これは、後ほどご説明申し上げます歳出予算の財源として、所要経費の2分の1を土庄町から負担金として受け入れるものでございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金260万2千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。以上、歳入補正額合計は520万4千

円となっております。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

4款衛生費、4項1目病院費、13節委託料520万4千円であります。これは、新たな病院の基本的な考え方を早い時期に整理する必要があるため、その準備作業として実施する小豆医療圏における医療情報の収集と分析作業に要する経費でございます。以上、歳出予算の補正額は520万4千円となっております。

これで一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は3時とします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時00分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

次、日程第22、議案第20号平成24年度小豆島町一般会計予算から日程第32、議案第30号平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第20号平成24年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成24年度一般会計、特別会計、当初予算書及び説明書、並びに各企業会計予算書の最初に添付しております。

新年度一般会計予算につきましては、本定例会の冒頭でも申し上げましたとおり、社会の抱える困難な課題を克服し、新しい時代の扉を開くための第一歩として編成しました。歳入歳出総額は、小豆島町発足後最大規模の81億1千万円となっております。

予算の内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、特別会計などの予算につきましても、議案第21号から議案第30号でご提案申し上げますが、国民健康保険事業特別会計では22億3,486万6千円、診療所事業特別会計3,779万8千円、後期高齢者医療事業特別会計2億9,587万円、介護保険事業特別会計

16億9,579万9千円、介護サービス事業特別会計9,287万2千円、介護予防支援事業特別会計829万8千円、簡易水道事業特別会計1億2,172万円、水道事業会計が収益的収支で収入が4億9,379万1千円、支出のほうは4億7,663万8千円、病院事業会計では収益的収支で収入が26億7,951万8千円、支出が29億151万4千円、介護老人保健施設事業会計につきましては、収益的収支で収入が3億3,283万4千円、支出のほうは3億5,009万6千円となっております。

特別会計の予算につきましても、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第22、議案第20号平成24年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第20号平成24年度小豆島町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を定めるもので、歳入歳出それぞれ81億1千万円としております。前年度と比較いたしますと9億3千万円、13.0%の増となっており、町長申し上げたとおり合併後最大の予算規模となっております。

第2条は、地方債の規定であり、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を6ページの第2表地方債のように定めるものでございます。

第3条は、一時借入金の規定であります。一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用に関する規定で、各項に計上した給料、職員手当等共済費にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるとしております。

続きまして、款項別の予算額につきましてもご説明申し上げますが、当初予算につきましては、例年と同様各常任委員会において詳しくご審議がなされると思いますので、ここでは主なもののみ説明をさせていただきます。

まず、歳入予算であります。

予算書の2ページ、3ページ、また予算書にあわせて配付しております別冊資料の2ページ、平成24年度一般会計歳入予算総括表をあわせてごらんいただけたらと思っております。

す。

1 款町税15億7,225万 3 千円であります。前年度と比較いたしますと366万 5 千円の微増となっております。町民税につきましては、年少扶養控除制度の廃止等によって4,081万 6 千円の増額を見込む一方、固定資産税が土地の時点修正による減などによって3,237万 7 千円の減、たばこ税が販売本数の減に伴い527万 4 千円の減額を見込んだことから、町税全体では微増となったものでございます。

2 款地方譲与税から 8 款自動車取得税交付金までは、平成23年度の実績見込み額により計上した結果、地方消費税交付金と利用者税が見込めるゴルフ場利用税交付金を除き、昨今の景気低迷等により微減となっております。

9 款地方特例交付金383万 6 千円であります。前年度と比較して2,649万 2 千円、87.4%の大幅な減となっております。これは、子ども手当特例交付金が1,825万 7 千円の減、また減収補てん特例交付金の自動車取得税分が900万 9 千円の減で、年少扶養控除の廃止に伴う地方税の増収分に対応すべきものとされたものでございます。

10款地方交付税33億4,700万円であります。前年度と比較して 1 億 8 千万円、5.7%の増としております。まず、普通交付税であります。国の地方財政計画では、地方交付税が出口ベースで0.5%の増となっており、地域経済基盤強化雇用等対策費（仮称）など、特別枠で1.5兆円が加算計上されております。これに加えて、これまでの交付額等を勘案し、前年に比べて 1 億 3 千万円、4.5%増の30億4,700万円といたしております。一方、特別交付税につきましては、法定割合の変更、6%から順次4%にということが打ち出されておりましたが、この変更が延期されたことから平成22年度と同額の 3 億円を計上しております。

11款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

12款分担金及び負担金8,465万 2 千円あります。前年度に比べ744万 7 千円の増となっております。これは、1 項分担金で吉田ダム条件事業広域分担金の減によるものと、2 項負担金では保育所における広域入所者の増が主な要因となっております。

13款使用料及び手数料は、前年度と大きな差異はございません。

14款国庫支出金 4 億2,380万 1 千円あります。前年度に比べ7,096万 2 千円の減となっております。これは、1 項国庫負担金で子ども手当が子どものための手当に制度改正され、支給額等が変更されたことに加え、国と地方の負担割合が 2 対 1 に恒久化されたことによって6,985万円の大規模な減となったことが主な要因でございます。

15款県支出金 5 億1,479万 4 千円あります。前年度に比べまして7,821万 4 千円の増と

なっております。これは、2項県補助金で超高速ブロードバンド整備促進事業補助制度が創設され、4,990万円を計上したことが最も大きな要因でございます。

次に、16款財産収入と17款寄付金は、前年度と大きな差異はございません。

18款繰入金3億7,554万9千円であります。前年度に比べ3億119万5千円の大幅な増となっております。これは、臨時財政対策債の発行を抑制するため、財政調整基金から1億5,659万4千円を、また電子カルテシステム整備等も財源とするため、内海病院事業基金から1億5千万円を、また協働のまちづくり支援事業や瀬戸内国際芸術祭などに向けまして、ふるさとづくり基金から3,709万6千円、また過疎地域自立促進特別事業基金から1,749万7千円を繰り入れることとしたため大幅な増加となっております。

19款繰越金と20款諸収入は、前年度と大きな差異はございません。

21款町債10億7,290万円あります。前年度に比べ4億6,600万8千円の増となっております。これは、光ファイバー網整備事業に合併特例債を4億7,400万円、また坂手港整備事業に過疎対策事業債を1億800万円充当した結果、大幅な増加となった一方、先ほども申し上げましたが公債費の増高を抑制するため臨時財政対策債は今年度については計上いたしておりません。なお、本年度は町債発行額が公債費の元金償還額を上回っておりますが、次年度以降につきましてはこれまでの方針に沿って町債残高の抑制を目指したいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

予算書は4ページ、5ページ、資料は3ページのほうの平成24年度一般会計歳出予算目別総括表をごらんいただけたらと思います。

1款議会費1億1,001万7千円あります。前年度に比べ1,434万8千円の減となっております。これは、議員年金制度の廃止に伴う公費負担率の減によるものでございます。

2款総務費は17億2,937万7千円で、前年度に比べ6億312万3千円の大幅な増となっております。これは、瀬戸内国際芸術祭に向けた経費や地域おこし協力隊事業の実施など、新たな取り組みに要する経費を1項7目企画費に計上したとともに、8目情報管理費に光ファイバー網整備事業に要する経費と県補助金を活用した基金積み立てを計上したため大幅な増となったものでございます。

3款民生費17億5,954万9千円、こちらは前年度に比べまして101万8千円の微増となっております。民生費では、高齢者福祉や子育て支援にかかわる新規事業を数多く計上しておりますが、子ども手当制度の変更と地域活動拠点の整備経費が大幅な減額となったため、トータルで微増となったものでございます。

4 款衛生費11億7,304万 5 千円でございます。前年度に比べ 1 億2,139万円の増となっております。これは、2 項清掃費でクリーンセンターの大規模改修にかかわる負担金や、徳本地区埋立処分地のり面整備事業費が皆減、減少した一方、4 項病院費で電子カルテシステムの整備負担金を始め、病院会計負担金が大幅に増加したことが増要因でございます。

5 款労働費5,897万 2 千円、こちらは前年度に比べ1,157万 5 千円の減となっております。これは、緊急雇用対策にかかわる基金事業の事業費が減額となったことが主な要因でございます。

6 款農林水産業費 2 億9,489万 1 千円で、前年度に比べ4,829万円の増となっております。こちらは、1 項農業費で高品質園芸作物の生産拡大に向けた支援や、単県土地改良事業の事業量の増などが主な要因でございます。

次に、7 款商工費 2 億2,996万 3 千円でございます。前年度に比べ694万 1 千円の増となっております。これは、二十四の瞳映画村の松竹座改修等に対する補助金が皆減、減少した一方、産業振興にかかわる新規事業やオリーブによる健康長寿の実現に向けた取り組みに要する経費を計上したことによりまして、トータルで増となったものでございます。

8 款土木費 6 億4,196万 1 千円であります。前年度に比べ 2 億6,764万 5 千円の増となっております。こちらは、4 項港湾費で坂手港のサイドランプゲートの整備負担金を新たに計上したとともに、6 項都市計画費のほうで植松都市下水路整備事業費の大幅な増などが要因となっております。

9 款消防費は、前年度とほぼ同額を計上いたしております。

10款教育費 9 億151万 8 千円で、前年度に比べ9,129万 1 千円の減となっております。これは、大学生等への奨学金の拡充や保育所への職員の増員配置とともに、天狗岩丁場跡への遊歩道整備事業費などを新たに計上しておりますが、池田中学校校舎耐震補強事業費が皆減、減少となった結果、教育費全体では減額となったものでございます。

11款災害復旧費は、前年度と同額を計上いたしております。

12款公債費 8 億3,349万 4 千円でございます。前年度に比べ1,062万 1 千円の減となっております。これは、合併以降進めております町債発行の抑制によって、公債費の利子償還金が減額となったことによるものでございます。なお、元金につきましては、合併特例債を活用いたしました基金造成にかかわる元金償還が始まったことから、微増となっております。

13款諸支出金は、前年度と同額を計上いたしております。

14款予備費は、議会でのご指摘もございまして、災害時の迅速な対応等に向けまして

500万円増の1千万円を計上いたしております。以上、歳出歳出それぞれ81億1千万円、前年度に比べ9億3千万円、13%の増となっております。以上、簡単ですが平成24年度一般会計予算の概要についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第23、議案第21号平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第21号平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,486万6千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借入額の最高額は1億円と定める規定でございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたもので、1号で保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に同一款内のこれらの経費の各項の間で流用することができるとした規定でございます。

それでは、予算内容につきましては予算説明書のほうで説明をさせていただきます。

179ページをお開きください。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は対前年度比1,105万円減の3億1,539万1千円を計上いたしております。これは、被保険者数が前年度より約5%減少、また景気の後退によるものでございます。

次に、181ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、督促手数料で前年度と同額8万円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金は、被保険者数の減少により医療費が減額となっております。医療費の32%が国庫負担金として交付され、前年度対比1,618万9千円減の3億5,848万2千円を計上いたしております。

2項国庫補助金は、医療費の9%部分の普通調整交付金と特別調整交付金の合計で、対

前年比856万円減の1億9,341万7千円を計上いたしております。

4款県支出金につきましては、財政調整交付金の増額によりまして前年度対比2,271万7千円増の1億1,198万円を計上いたしております。

5款療養給付費交付金は、退職者の医療費の財源となる交付金で、支払基金より全額負担され1億5,555万7千円を計上しており、退職被保険者の増により前年比954万円の増額となっております。

6款前期高齢者交付金は5億2,889万3千円を計上しております。平成20年度から創設されました制度で、サラリーマンや公務員が加入する保険から拠出した基金から、65歳から74歳までの人口比に応じ市町村ごとに交付されるものでございます。被保険者数の減により2,568万2千円の減額となっております。

183ページをお願いいたします。

7款共同事業交付金は、一般被保険者に係る高額な医療費に対する交付金で、前年度比289万3千円増の2億7,235万3千円を計上いたしております。

8款財産収入は、財政調整基金の利子でございまして、利率の低下により前年度より63万5千円減の81万1千円を計上いたしております。

9款1項他会計繰入金7,381万円は、一般会計からの繰入金で前年度より695万9千円の減額となっております。

9款2項基金繰入金は、現在保有しております財政調整基金を計画的に取り崩し、被保険者に還元することとしたため2億2,324万5千円の取り崩しを予定いたしております。

10款繰越金につきましては、前年度と同額の2千円を計上いたしております。

185ページをお願いいたします。

11款諸収入は、高額療養費貸付金と出産費貸付金の戻入金が主なもので、昨年度と同額の84万5千円を計上いたしております。以上、歳入合計22億3,486万6千円で、前年比477万4千円の減額予算となっております。

次に、歳出でございますが、予算説明書の187ページをお願いいたします。

1款総務費888万円は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収の経費、運営協議会費、前年より57万1千円の減額となっております。

2款保険給付費は、被保険者数は減少しておりますが、1人当たりの費用額がわずかに増加しており、最終的に508万4千円減の15億2,729万5千円を見込んでおります。

191ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度の財源は国、県、町の公費が5

割、後期高齢者の方の保険料が1割、残りの4割は現役世代が後期高齢者支援金として負担することとなっております。この被保険者数が前年度見込みより減少しておりますが、1人当たりの費用がふえたため、前年度比で261万円増の22億65万7千円といたしております。

次に、4款前期高齢者納付金等は1人当たりの負担調整対象額が153.91円から140.15円と減額となったため、前年対比8万5千円減の66万2千円を計上いたしております。

5款老人保健拠出金ですが、老人保健制度が平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されまして、平成22年度で終了をいたしました。精算の一部がまだ残る可能性がありますことから5万円減の10万円を計上いたしております。

193ページをお願いします。

6款介護納付金は、40歳以上の被保険者から国保税として徴収しております。介護分を支払基金に納めるもので、前年度より200万7千円増の9,960万4千円を計上いたしております。

7款共同事業拠出金は、高額医療費共同事業等に対します拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金で、前年度より285万1千円増の2億9,085万8千円を見込んでおります。

8款保健事業費4,954万7千円は、平成20年度から始まりました被保険者を対象とした特定健診と健康教室などの保健対策費、高額療養費及び出産費等の貸付金になりますが、前年度より342万8千円減を見込んでおります。なお、特定健診につきましては、新年度から貧血、心電図の詳細健診をふやすことといたしております。

195ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、9款基金積立金は基金の利子で全額を基金に積み立てることにしており、前年度比63万5千円減の81万1千円を計上いたしております。

197ページをお願いいたします。

10款公債費は、資金不足になった場合の一時借入金の利子を計上いたしております。前年度と同額の40万円としております。

11款諸支出金は、保険税の還付金として105万3千円、内海病院、福田診療所の直営診療施設勘定繰出金として499万8千円などを計上しております。前年度比238万9千円の減は、へき地診療所運営費交付金の補助率が3分の2から2分の1に変更になったことに伴います影響額でございます。

12款予備費として、前年度と同額3千万円を計上いたしております。これは、国庫支出金が加重算定となるため、その調整分として計上するものでございます。以上、歳出合計

は前年度より477万4千円減の22億3,486万6千円となっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第24、議案第22号平成24年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第22号平成24年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の11ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,779万8千円と定めるものでございます。

2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明をさせていただきます。

207ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款診療収入は前年度比16万7千円減の2,916万9千円を見込んでおります。減額の理由としましては、医療圏域の福田、吉田、当浜地区の人口が減少しておりますこと、また自家用車で内海病院、牟礼病院等に通院する傾向が強くなっており、診療収入も毎年減少しており、減収といたしております。

2款使用料及び手数料は、健康診断等文書作成手数料収入を前年度と同額の4万円見込んでおります。

3款繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金281万1千円と、一般会計からの繰入金562万7千円の合計で、前年度比36万4千円減の843万8千円を計上いたしております。

4款繰越金は、名目予算で千円の計上でございます。

5款諸収入15万円は、薬品容器代で昨年と同額でございます。以上、歳入合計は前年度対比53万1千円減の3,779万8千円といたしております。

次に、歳出でございます。

209ページをお願いいたします。

1款総務費は、嘱託医師1名、嘱託看護師1名、臨時職員1名の人件費と施設の維持管理に必要な最低限の費用を計上しており、前年度対比5万1千円減の2,003万9千円といたしております。

2 款医療費は、医薬材料費、検査委託料、在宅酸素の借り上げ料、医療器具の購入等でございます。各種検査手数料や定期検査費用等で、前年度より48万円減の1,765万9千円を計上いたしております。

3 款は予備費として10万円を計上いたしております。以上、歳出合計は前年度より53万1千円減の3,779万8千円でございます。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第25、議案第23号平成24年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第23号平成24年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の14ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,587万円と定めるものでございます。

2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明をさせていただきます。

216ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料ですが、被保険者は48名ふえておりますが、被保険者の方3,617人に課せられます医療保険料で、前年度対比499万6千円増の2億2,118万2千円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料は、納付証明手数料と督促手数料の合計として、前年度と同額の4万6千円を計上いたしております。

3款繰入金は、一般会計から繰入金として広域連合の共通経費と一般管理費、徴収費の総務費繰入金と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の合計で、前年度対比39万9千円の増の7,413万7千円を計上いたしております。

4款繰越金は、名目予算で千円を計上いたしております。

5款諸収入は、保険料の過年度還付金として前年度と同額を計上し、50万4千円としております。以上、歳入合計は前年度対比539万5千円増の2億9,587万円といたしております。

次に、歳出でございますが、218ページをお願いいたします。

1 款総務費は、事業の管理費12万6千円、保険料の徴収に必要な徴収費330万6千円の合計343万2千円を計上いたしており、対前年度比3万4千円増となっております。

2 款後期高齢者医療連合納付金は、保険料分として2億2,118万3千円、保険料軽減分として5,956万2千円、広域連合の事務費負担金としまして1,114万2千円の合計で、対前年比536万1千円増の2億9,188万7千円を計上いたしております。

3 款諸支出金は、前年度と同額で保険料過誤納還付金50万円、還付加算金の名目予算で千円の合計50万1千円を計上いたしております。

4 款予備費として、前年度と同額の5万円を計上いたしております。以上、歳出合計は前年度対比539万5千円増の2億9,587万円でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第26、議案第24号平成24年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第24号平成24年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ16億9,579万9千円と定めようとするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算に係る規定でございます。

第2条は、保険給付費の各項目に計上した予算額に過不足が生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

それでは、予算内容につきまして予算説明書で説明をさせていただきます。

予算説明書の225ページをお願いいたします。

新年度の予算につきましては、介護保険事業計画第5期の計画を反映した予算編成となっております。

それでは、225ページ、歳入からでございます。

1 款保険料は、第1号被保険者に係ります保険料でございます。平成24年度は5,880人を対象に保険料の基準額を4,560円に、所得段階を9段階にした算定をしております。

して、前年度対比8,039万3千円増の3億1,110万5千円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料は、納付証明手数料、督促手数料として前年度と同額の4万1千円を計上いたしております。

3款国庫支出金は、保険給付費に対する負担金、調整交付金、地域支援事業交付金を計上しており、新たなサービスとして小規模多機能型事業所の開始、訪問看護、デイサービスなど、居宅介護サービス費の上昇により保険給付費が伸びておりますので、対前年度比2,410万3千円増の4億1,865万8千円を見込んでおります。

4款支払基金交付金は、保険給付費と地域支援事業費の29%を計上しており、保険給付費が伸びた分前年度より378万8千円増の4億6,442万4千円を見込んでおります。

5款県支出金は、国庫支出金と同様に調整交付金を除く介護給付費負担金、地域支援事業交付金を計上しており、前年度対比1,422万8千円増の2億5,922万1千円を計上いたしております。

227ページをお願いいたします。

6款財産収入は、介護給付費準備基金利子で、前年より15万7千円減の5万3千円を計上いたしております。

7款繰入金金は、一般会計から介護給付費、地域支援事業、事務費繰入金金の2億3,651万1千円と、介護保険財政安定化基金339万7千円を取り崩して計上し、前年より2,737万4千円減の最終的には2億3,990万8千円を計上いたしております。

8款繰越金は、前年度繰越金を名目予算として千円計上いたしております。

9款諸収入は、生活保護者の要介護認定費用3万3千円と、任意事業の配食サービス、賄い材料費、また新たな予防サービス、生活支援サービスの利用者負担分で、前年度比218万5千円増の238万8千円を計上いたしております。以上、歳入合計は前年度対比9,716万6千円増の16億9,579万9千円といたしております。

次に、歳出でございます。

231ページをお願いいたします。

1款総務費は、事業の管理費、保険料の徴収費、広域で行っております介護認定審査会費、包括支援センターで行っております認定調査費等の経費でございます。前年度より58万2千円減の3,154万4千円を見込んでおります。

233ページをお願いいたします。

2款保険給付費でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所の開設や訪問介護、デイサービスなどの居宅介護サービス等の上昇等から5,461万1千円増の15億7,781万円とい

たしております。

235ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費は、生活機能評価、運動機能向上、予防サービス、生活支援サービス、介護ボランティア制度などの介護予防日常生活支援総合事業と包括支援センターの運営、介護教室などの任意事業費などで、前年度より664万4千円増の4,929万6千円を見込んでおります。

239ページをお願いいたします。

4款基金積立金ですが、介護給付費準備基金を2,630万5千円、新たに介護保険財政安定化基金1,019万3千円を基金として積み立てるもので3,649万8千円を計上いたしております。

241ページをお願いいたします。

5款諸支出金は、保険料の過誤納還付金で、前年度と同額の15万1千円を計上いたしております。

6款予備費も前年と同様に50万円を計上いたしております。以上、歳出合計は前年度対比9,716万6千円増の16億9,579万9千円となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第27、議案第25号平成24年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護事業課長。

介護事業課長（岡 秀安君） 議案第25号平成24年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算をご説明申し上げます。

予算書の20ページをお願いいたします。

議案第25号平成24年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算、第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ9,287万2千円と定める。

予算説明書により予算内容をご説明いたします。

249ページ、250ページをお開きください。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護の3つの事業を実施しております。

歳入をご説明いたします。

1款サービス収入7,691万5千円、1項介護給付費収入6,236万3千円、要介護認定者へ

のケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護のサービス収入でございます。前年度に比べ91万3千円の減、減の要因は要介護者の介護サービスの利用減によるものでございます。

2 項予防給付費収入971万3千円、要支援認定者へのケアマネ、ホームヘルパー、訪問看護のサービス収入でございます。前年度に比べ63万円の増、増の要因は要支援者の介護サービスの利用の増によるものでございます。

3 項自己負担収入483万9千円、訪問看護及び訪問介護利用者からの介護サービス費の1割負担金で、前年度に比べ16万9千円の減でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料6千円、介護サービス利用者の訪問調査手数料でございます。前年度に比べ9万円の減、減の理由は町からの依頼件数が減少したからでございます。

3 款県支出金、1 項県補助金44万円、1 目介護職員処遇改善交付金22万6千円、前年度2月、3月分が2カ月おくれで入るため計上しております。前年度に比べ128万3千円の減、減の理由は介護職員処遇改善交付金が23年度で終了したからでございます。

2 目福祉介護人材処遇改善事業助成金21万4千円、1 目と同様に前年度2月、3月分が2カ月おくれで入るため計上しております。前年度に比べ87万4千円の減、減の理由は同助成金が23年度で終了したからでございます。

1 ページめくっていただき、251ページ、252ページをお願いいたします。

4 款財産収入、1 項財産運用収入5万円、財政調整基金の運用利子でございます。

5 款寄付金、1 項寄付金4千円、4つの事業所に千円を計上しております。

6 款繰越金5千円、1 項他会計繰入金4千円、6万円の減、障害者等移動支援事業の利用者に対するサービス費で利用がなく、2事業所に各1件分を計上したものでございます。

2 項基金繰入金千円を計上しております。

7 款繰越金、1 項繰越金千円を計上しております。

8 款諸収入1,545万1千円、1 項収入事業収益1,544万7千円、1 目訪問看護事業収入707万3千円、医療保険の療養費収入と利用者負担金でございます。前年度に比べ21万9千円の増、増の要因は看護サービス利用の件数の増で、23年度実績によるものでございます。

2 目障害者居宅介護事業収入と利用者の計837万4千円でございます。

253ページ、254ページをお願いいたします。

2 項雑入 4 千円。以上、歳入合計は9,287万 2 千円となり、前年度に比べ142万 3 千円、1.5%の減でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

1 ページめくっていただき、255ページ、256ページをお願いいたします。

1 項居宅介護支援事業費2,679万 9 千円、ケアマネジャー部門の費用で職員 5 名の人件費及び諸経費でございます。前年度に比べ353万 3 千円の増、増の要因は職員の異動、非常勤ケアマネ 1 名雇用による人件費の増でございます。

2 項訪問介護サービス事業費4,619万 3 千円、1 目うちのみ訪問介護事業費2,283万 8 千円、嘱託ヘルパー 6 名、登録ヘルパー 4 名で事業を行います。前年度に比べ114万 9 千円の減、減の要因は前年度は公用車購入予算を計上してありましたが、今年度は購入予定がないためでございます。

257ページ、258ページをお願いいたします。

2 目いけだ訪問介護事業費2,335万 5 千円、介護サービスいけだの費用で嘱託ヘルパー 6 名、登録ヘルパー 4 名で事業を行っております。前年度に比べ106万円の減、減の要因は今年度は公用車購入の予定がないためでございます。

259ページ、260ページをお願いいたします。

3 項訪問看護サービス事業費、1 目訪問看護事業費1,983万円、訪問看護部門の費用で看護師 3 名で事業を行います。前年度に比べ274万 2 千円減、減の要因は前年度は正看護師採用の予算計上をしてありましたが応募がなく、准看護師を配置したことによる人件費の減と、今年度は公用車の購入がないことによるものでございます。

2 款基金積立金、1 項基金積立金 5 万円、基金利子の財政調整基金積立金でございます。以上、歳出合計は9,287万 2 千円、前年度と比較して142万 3 千円の減でございます。以上で議案第25号小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は 4 時とします。

休憩 午後 3 時51分

再開 午後 4 時00分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

保険事業課長から訂正の申し入れがありますので、発言を許可します。

保険事業課長（島田憲明君） 先ほどの小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の説明で、一部誤りがございました。

歳出の191ページでございます。

3款後期高齢者支援金等のところでございますが、前年度比261万円増の「22億65万7千円」と申しました。前年度と比べまして261万円増の「2億2,065万7千円」に訂正をさせていただきます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第28、議案第26号平成24年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第26号平成24年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の23ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ829万8千円と定めようとするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

それでは、予算説明書のほうで説明をさせていただきます。

267ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款サービス収入は、要支援者に対する介護予防サービス計画作成に係ります介護報酬で、平成23年度に比べ1カ月当たり160件程度の利用を見込み、前年度対比69万8千円増の829万4千円を計上いたしております。

2款から5款までの寄付金、繰入金、繰越金、諸収入は名目予算でそれぞれ千円の計上でございます。

次に、歳出でございます。

269ページをお願いいたします。

1款サービス事業費は、収入に見合う人件費と事業の運営に係ります経費で、介護予防サービス計画作成に携わります職員1名分を計上し、前年度比69万8千円増の829万8千

円といたしております。以上、歳入歳出の合計はそれぞれ前年度対比69万8千円増の829万8千円となっております。以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第29、議案第27号平成24年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第27号平成24年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の26ページをお開きください。

簡易水道事業につきましては、中山地区、橘、岩谷、当浜、福田、吉田の合計6地区に分散して施設がありますが、これらの施設を管理運営するための予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,172万円としております。前年度予算に比べまして5,951万4千円の大幅の増になっております。主に、これは継続事業の橘簡易水道統合事業を予定をいたしております。

内容につきましては、27ページ、28ページの歳入歳出予算でご説明をいたします。

歳入では、1款の使用料及び手数料としまして町内での簡易水道需要家約770軒の水道使用料と開始、検査、修繕等の手数料でございます。

2款の分担金及び負担金では、1軒の加入分担金を計上しております。

3款の国庫支出金は、橘簡易水道統合事業に要する事業費の4分の1の支出金でございます。

4款の財産収入は、簡易水道事業財政調整基金の名目予算でございます。

5款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金としまして企業債の元利償還の2分の1、施設改良事業のうち統合事業は2分の1、その他の工事費は10分の1、福祉対策での水道使用料減免相当分、水質検査経費の全項目検査にかかわる経費を計上しております。

6款では繰越金を、7款の諸収入は雑入を計上しております。

8款町債費は、橘簡易水道統合事業費の補助残額を計上しております。

歳出につきましては、28ページに記載をしておりますけれども、1款の総務費では施設管理職員の時間外手当、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税などを予定をいたしております。

2 款の業務費としましては、簡易水統合事業、浄水施設、配水管等の修繕料、水質検査業務の委託料、施設改良工事費等でございます。

3 款の公債費は、橘、福田、吉田、当浜地区の簡易水道施設改修に伴う起債の元利償還金でございます。

4 款では、予備費を計上しております。

これらの歳出総額は、歳入合計と同額の 1 億 2,172 万円としております。以上、簡単でございますけれども、議案第 27 号平成 24 年度小豆島町簡易水道事業特別会計の予算を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 30、議案第 28 号平成 24 年度小豆島町水道事業会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第 28 号平成 24 年度小豆島町水道事業会計予算につきまして、別冊予算書の 1 ページから 3 ページでご説明をいたします。

第 2 条では、業務の予定量を定めておりますが、給水戸数は 6,300 戸、年間の総配水量は 244 万 5,135 立方メートルの予定としており、1 日平均では 6,699 立方メートルとなります。また、(4)の主要な建設改良事業としましては（イ）の浄水設備工事は中山浄水場施設更新事業等でございます。（ロ）の配水設備工事につきましては、内海ダム再開発関連の送配水管工事及び町内の老朽施設と老朽管更新工事、特設配水管などを予定をしております。（ハ）の内海ダム再開発費につきましては、担当職員 1 名分の人件費と事務費のほかにダム再開発の県営事業に対する水道事業負担金などがございます。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出ですが、第 1 款の水道事業収益として 4 億 9,379 万 1 千円を予定しております。主な収益としましては、第 1 項の営業収益でございますが、町内での上水道需要家の水道使用料、一般会計と小豆広域からの繰入金などを計上しております。

第 2 項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事受託費、預金利息、開発課用地貸付収益等を予定しております。

一方、支出では第 1 款の水道事業費用として 4 億 7,663 万 8 千円を計上しております。

主な費用としましては、第 1 項の営業費用として担当職員の給与、小豆広域からの受水費、修繕費、有形無形固定資産の減価償却費などを予定をいたしております。

第 2 項の営業外収益としましては、小豆広域行政事務組合の運営負担金、起債償還負担

金、企業債の利息、消費税及び地方消費税などを予定いたしております。

また、3項では特別損失といたしまして、過年度損益修正損を、第4項では予備費を計上しております。

次に、1ページから2ページになりますけれども、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として7,536万9千円を計上しております。内訳としましては、第1項の企業債では内海ダム再開発事業での水道事業負担金の財源を予定しております。

第2項では、内海ダム建設事業に対する一般会計からの出資金を、第3項の補助金は内海ダムでの水道水源開発に対する国、県からの補助金でございます。

第4項の負担金は、内海ダム再開発事業関連で、移転事業に対する香川県からの補償金などございます。

第5項では、新規需要家の加入分担金として、それで第6項では長期貸付金返還金として簡易水道債借りかえ、貸付金からの返還分を計上しております。

一方、支出では第1款の資本的支出として3億953万6千円を予定をいたしております。主な内容としましては、第1項の建設改良費を計上しておりますが、内訳につきましては第2条でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第2項の企業債償還金につきましては、これまでに借り入れした企業債の元金分でございます。

また、第3項では返還金を、第4項では予備費を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

第5条の企業債は、内海ダム建設事業負担金の財源の一部として起債の限度額、方法、利率、償還の方法を定めたもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を1千万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与と交際費を計上しております。

最後に、第8条では棚卸資産の購入限度額を800万円と定めております。以上、議案第28号平成24年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第31、議案第29号平成24年度小豆島町病院事業会計予算の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第29号平成24年度小豆島町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊となっております病院事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量でございますが、(1)の病床数につきましては196床で前年度と変わりありません。(2)、(3)の患者数につきましては、入院が1日平均で前年度に比べ25人減の110人、年間で4万260人、外来が1日平均で前年度に比べ4人増の404人、眼科医師の常勤による増加を見込んでおり、年間で9万9,005人を予定しております。

(4)の主要な建設改良事業の(イ)設備整備費につきましては1億6千万円で、前年度に比べ1億190万円の大幅な増額となっておりますが、次のページの一番下の第9条の重要な資産の取得にありますように、電子カルテシステムを構成しておりますサーバーの増設を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款病院事業収益は26億7,951万8千円で、前年度当初予算に比べまして約5,447万円減の予定額となっております。

第1項医業収益につきましては22億7,753万1千円、前年度に比べ約1億5,489万円の減を予定しております。増減しております主な収益につきましては、入院収益が患者数の減少を見込んで大幅な減収を予定、外来収益につきましては、先ほど説明しましたが眼科常勤医師の確保によりまして、増収を予定しております。

第2項医業外収益につきましては4億198万6千円で、前年度に比べ約1億円余りの増で、一般会計負担金の増収を予定しております。

第3項特別利益につきましては1千円の名目計上をしております。

支出の第1款病院事業費用につきましては29億151万4千円で、前年度に比べ7,256万円減の予定額となっております。

第1項医業費用につきましては27億2,317万6千円で、前年度に比べ約6,884万円の減を予定しておりますが、増減してきます主な費用につきましては材料費と減価償却費が減額、経費が燃料費、委託料の増に伴い増額となっております。

第2項医業外費用につきましては1億7,433万8千円で、前年度に比べ約372万円の減を予定しております。減額となっています主な経費につきましては企業債利息が減額となっております。

第3項特別損失と第4項予備費につきましては、前年度と同額の200万円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、次のページ、2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入が3億1,880万1千円、前年度に比べ約1億円余りと大幅な増額の予定額となっております。

第1項負担金は、一般会計負担金が電子カルテシステムのサーバー増設に係る経費の増に伴い増額となり2億5,879万9千円を予定しております。

第2項企業債につきましては、眼科用医療器械等の購入財源としまして6千万円の借入れを予定しております。

第3項補助金と第4項固定資産売却代金につきましては、前年度と同額の1千円を予定しております。

支出の第1款資本的支出が4億1,688万9千円、前年度に比べ約1億円余りと大幅な増額の予定額となっております。

第1項建設改良費が1億6,500万円で、医療機器の更新と電子カルテシステムのサーバー増設の経費、第2項企業債償還金が2億5,188万9千円、企業債の元金償還金で前年度に比べ約395万円余りの減額となっております。1ページの下から2行目にありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する9,808万8千円につきましては、損益勘定留保資金等9,808万8千円で補てんいたします。

2ページに戻っていただきまして中ほどでございますが、第5条につきましては企業債の規定で、病院設備整備事業の財源として借入限度額を6千万円と定めております。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を5千万円としております。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と交際費を規定しております。

第8条につきましては、棚卸資産の購入限度額を2億2,806万1千円と定めております。

第9条につきましては、重要な資産の取得としまして、電子カルテシステムを予定しております。以上、病院事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第32、議案第30号平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（岡 秀安君） 議案第30号平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊の予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、利用定員は入所が70人、通所が25人でございます。年間の利用者数ですが、入所は2万3,725人、通所は5,635人、昨年と比べて入所が667人の増、通所が267人の増となっています。1日平均利用者数は、入所が65人、通所が23人を予定しております。なお、建設改良事業の今年度予定はございません。

第3条は、収益的収支及び支出の予定額でございます。

収入ですが、第1款施設事業収益3億3,283万4千円。内訳は、第1項施設運営事業収益が3億3,081万円、第2項施設運営事業外収益が202万4千円でございます。収入合計は、前年度と比較して313万1千円の増でございます。増の要因は、入所、通所利用者の増によるものでございます。

支出は、第1款施設事業費用が3億5,009万6千円。内訳は、第1項施設運営事業費用が3億3,926万3千円、第2項施設運営事業外費用が983万3千円、第3項予備費100万円。支出合計は、前年度と比較して1,326万8千円の増、増の要因は定期昇給、職員採用などによる給与費の増によるものでございます。

第4条は、収益的収入及び支出でございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額2,466万9千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

内訳は、2ページをお願いいたします。

支出でございますが、第1款資本的支出2,466万9千円、第1項企業債償還金2,466万9千円、前年度に比べ48万円の増でございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるもので、職員給与費2億1,781万円と、交際費30万円でございます。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、議案第30号平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第33、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。平成24年3月5日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、小豆島町議会議員渡辺慧。

本案については、本定例会に提案されております小豆島町行政組織条例の全部改正に伴い、各常任委員会の所管を変更する必要があるため、同条例の全部改正にあわせて小豆島町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的には、新旧対照表のとおり、住民課の傘下に入ることとなった池田総合窓口センターを第2条第1号の総務建設常任委員会の所管から削除し、同条第2号の教育民生常任委員会の所管では、福祉部門の再編により保険事業課を削除して、新たに設置される健康づくり福祉課と高齢者福祉課を加え、さらに住民福祉課を住民課に、介護事業課を介護サービス課にそれぞれ改正するものであります。以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 以上で議案第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由の説明が終わりました。

これらに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は2日後の3月7日に行います。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は2日後の3月7日水曜日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時28分